

(第2編)

第9章 保証および差押え

第589条 予審手続きにより、ある者に対して犯罪の嫌疑が得られた場合、(予審)裁判官は、具体的に適切と確認され得る金銭的責任をカバーするのに相当な保証の提供を命じ、保証が提供されない場合に備え、当該責任をカバーするのに十分な資産の差押えが同じ(裁判官)決定で命じられる。

保証の額は同じ決定の中で設定され、予想される金銭的責任の総額プラス3分の1を下回ることはできない。

第590条 保証および差押えに関するすべての手続きは、別件で審理される。

第591条 保証は、人的保証、質権付きまたは抵当権付き保証により、または、現金で設定され得る担保を通して、信用機関または相互保証会社が発行する無期限の連帯保証および一覧払い手形を通して、あるいは、裁判官または裁判所の判断により、場合によって、当該金額の即時入手を保証するその他の手段によって提供できる。

(本条の最終改訂。2009年)

第592条 人的保証人は、裁判所の管轄区域内に居住し、市民的および政治的権利を十分に享受し、予審裁判官の判断で、最終的に要求される可能性のある責任額を支払うために、その者の不動産(の所有権)および支払い能力を証明するのに十分な財産の所有権または事業の執行に対応する税金を過去3年間支払っている善良なスペイン国民であれば誰でもよい。

他人の保証人である、または、あった者は、裁判官または裁判所の判断で、2者のために明らかな(保証)責任を負わない場合は、最初の保証が取り消されるまで、保証人になれない。

人的保証が十分であると宣言される場合、保証人が対応しなければならない金額が設定される。

第593条 抵当権付き保証は、次の割合で、現金、国庫短期証券または有価証券および第591条に列挙されるその他の動産による別の保証で置き換えられ得る。抵当資産の価格は、保証に指定される現金の価格の2倍が必要で、また、相場価格での国庫短期証券または有価証券の価格は保証に指定される現金の価格より4分の1高い額となる。置換えが、担保として提供される他の動産によりなされる場合、その価格は現金で構成される保証の2倍でなければならない。

第594条 抵当権および質権付き保証の資産は、訴訟を審理する予審裁判官または

裁判所が任命する2人の専門家によって評価される、また、抵当に供された不動産に関連する所有権証書は検察庁によって検査される。資産は、場合によって、同じ裁判官または裁判所によって（保証に）十分であると宣言されなければならない。

第595条 抵当権付き保証は公正証書または「apud acta」（\*注）によって作成できる、後者の場合、所有権登記簿へのその登記のために関連する命令が発される。

登記官から命令書が返送されると、事件ファイルに綴じられる。

現金の預入を証明する領収書、または、国庫短期証券やその他の有価証券の預入を証明する領収書も、この方法で保証をなす場合には、綴られる。

（訳者注：apud acta とは、公証権限を有する裁判所書記官の面前で行われる法律行為を意味する。）

第596条 裁判官が保証の十分性を評価して下す決定に対しては、控訴できる。

第597条 第589条の規定に従って下された（裁判官）決定の通知の翌日に保証が提供されなかった場合、被疑者の資産の差押えに移る、その際、被疑者は金銭的責任に設定された金額をカバーするのに十分な資産を指定するよう要求される。

第598条 被疑者が見つからなかった場合、その（指定）要求は、その者の妻、子、代理人、使用人またはその者の住居にいた者になされる。

誰もいなかった場合、あるいは、そこにいた者、または、被疑者または代理人が、場合によって、資産指定を希望しなかった場合には、被疑者に属するとみなされる資産の差押えに移る、その際は、民事訴訟法第605条および第606条規定の（差押え）禁止事項の下で、同法第584条の規定に従って、同法第592条に規定される順序を順守する。

（本条の最終改訂。2009年）

第599条 資産が指定され、差押え担当の執行吏が、その指定されたものでは不十分と考える場合には、前条の規定に従い、必要と認めるものを差押える。

第600条 第589条に言及される（裁判官）決定の執行において実行されるその他の手続きは、資産指定を被疑者に要求することに関して本法第597条に規定される特則をもって、民事訴訟法第738条第2項および第738条第3項に従う。

（本条の最終改訂。2009年）

第601条から第610条（内容なし）

第 611 条 裁判中に、最終的に要求される可能性のある金銭的責任が、それを保証するためにあらかじめ設定された金額を超えると信じるに足る相当な原因が生じた場合には、保証または差押えの拡張が決定により命じられる。

第 612 条 また、保証するよう取り決められた額が最終的に被疑者に科される可能性がある金銭的責任よりも大きいと信じるに足る相当な理由がある場合には、保証または差押えにあらかじめ設定された額よりも減額する決定が下される。

第 613 条 本章で言及される金銭的責任を実現さすべき場合には、第 536 条に規定される方法に従う。

第 614 条 本章に規定されていないものについては、裁判官および裁判所は、保証および差押えに関する民事法の規定を適用する。

第 614 条の 2 国家財政 (Hacienda Pública) に対する犯罪について刑事訴訟手続きが開始されると、(一人制裁判所) 刑事裁判官 (juez de lo penal) は一般税法 (Ley General Tributaria) 第 81 条に従って採用された保全措置に係わる申立てについて判断する。

(本条の新設。2015 年)